

○松江市立小学校、中学校及び義務教育学校の通学区域に関する規則

平成17年3月31日

松江市教育委員会規則第17号

第1条 松江市立小学校、中学校及び義務教育学校の通学区域は、別表のとおりとする。

第2条 学校に入学する生徒及び児童は、その保護者（本人を主として扶養する者をいう。以下同じ。）が住所を有する通学区域内所在の学校に入学しなければならない。

第3条 保護者がその住所を通学区域外に変更したときは、当該通学区域内所在の学校に転校しなければならない。

第4条 松江市教育委員会（以下「教育委員会」という。）において特別の事情があると認めるときは、前2条の規定にかかわらず、通学区域外の学校に入学させ、又は転校させないことができる。

第5条 松江市外に住所を有する保護者の生徒及び児童は、松江市立学校への入学は許可しない。ただし、教育委員会において特別の事情があると認めるときは、この限りでない。

附 則

- 1 この規則は、平成17年3月31日から施行する。
- 2 この規則施行の際現に通学区域外の学校に通学する生徒及び児童については、その保護者の希望により引き続きその学校に通学させることができる。
- 3 この規則の施行の日に限り、別表の規定にかかわらず、同表中「松江市立島根小学校 島根町全域」とあるのは、

「松江市立大芦小学校 島根町大芦」

「松江市立加賀小学校 島根町加賀」

「松江市立野波小学校 島根町野波、多古、野井」とする。

附 則（平成18年1月30日松江市教育委員会規則第2号）

（施行期日）

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成18年3月31日松江市教育委員会規則第3号）

（施行期日）

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成21年3月30日松江市教育委員会規則第8号）

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成21年10月23日松江市教育委員会規則第13号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成22年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則による改正前の松江市立小学校及び中学校の通学区域に関する規則第2条の規定により通学区域であった学校（以下「当該学校」という。）に現に通学している生徒については、その保護者の希望により引き続き当該学校に通学させることができるものとする。
- 3 前項の規定は、平成25年3月31日までに当該学校に入学する児童について準用する。
- 4 前2項に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な経過措置は教育長が別に定める。

附 則（平成21年12月18日松江市教育委員会規則第14号）

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成22年12月17日松江市教育委員会規則第14号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成23年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則による改正前の松江市立小学校及び中学校の通学区域に関する規則第2条の規定により松江市立雑賀小学校又は松江市立第三中学校に通学していた児童又は生徒のうち、この規則の施行の日に、この規則による改正後の松江市立小学校及び中学校の通学区域に関する規則（以下「新規則」という。）の規定により通学区域が変更される者については、引き続き当該学校に通学させることができるものとする。
- 3 前項の規定により、松江市立雑賀小学校に引き続き通学する者については、新規則第2条の規定にかかわらず、松江市立第三中学校に入学することができるものとする。

附 則（平成23年7月5日松江市教育委員会規則第13号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成23年8月1日から施行する。

（八束郡東出雲町の編入に伴う経過措置）

2 八束郡東出雲町の編入の際現に東出雲町立小学校及び中学校の通学区域並びに学校の指定に関する規則（平成15年東出雲町教育委員会規則第1号）の規定により通学区域外の学校に通学する児童及び生徒については、その保護者の希望により引き続きその学校に通学させることができる。

附 則（平成29年12月19日松江市教育委員会規則第13号）

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（令和2年10月20日松江市教育委員会規則第14号）

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和6年11月1日松江市教育委員会規則第7号）

この規則は、令和6年11月1日から施行する。

別表（第1条関係）

（1） 小学校

学校名	通学区域
松江市立母衣小学校	末次本町、東本町一丁目、東本町二丁目、東本町三丁目、東本町四丁目、東本町五丁目、殿町（城山区を除く。）、母衣町、北田町、南田町、米子町、向島町、西川津町（京橋川及び朝酌川以南の区域。ただし、大橋川西剣先付近を除く。）、学園南一丁目、学園南二丁目、学園一丁目、学園二丁目（保護者の希望により松江市立川津小学校に通学させることができる。）
松江市立城北小学校	北堀町、奥谷町、東奥谷町、石橋町、大輪町、淞北台、法吉町（中川以西の区域を除く。）、春日町（中川以西の区域を除く。）、黒田町（中川・四十間堀川以西の区域を除く。）、菅田町（国道431号線以南、主要地方道松江島根線以西の区域）、うぐいす台
松江市立内中原小学校	殿町（城山区）、西茶町、東茶町、苧町、中原町、片原町、外中原町、内中原町、末次町、堂形町、砂子町、国屋町、黒田町（市道砂子浜佐田線に隣接する一部の地域）、浜佐田町（灘区、椎の木地区）、千鳥町、南平台

松江市立中央小学校	天神町、白潟本町、灘町、魚町、八軒屋町、和多見町、寺町、横浜町、幸町、袖師町、嫁島町、伊勢宮町、御手船場町、大正町、新雑賀町、東朝日町、朝日町、津田町、西津田一丁目、西津田六丁目（1番、2番、5番から9番まで及び11番の一部の区域）、西津田七丁目（1番、2番の一部、11番及び12番の区域）、西川津町（大橋川西剣先付近）
松江市立雑賀小学校	栄町、新町、松尾町、雑賀町、堅町、本郷町、西津田七丁目（2番の一部から10番まで及び13番から18番までの区域）、西津田八丁目、上乃木一丁目（1番、2番、3番の一部、7番の一部、8番の一部、9番の一部、10番の一部、11番から14番まで、26番の一部、27番及び28番の区域）、上乃木二丁目（1番の一部の区域）、上乃木五丁目（1番の一部、3番の一部、4番及び5番の一部の区域）
松江市立津田小学校	東津田町、古志原二丁目（21番の一部、22番、23番、24番の一部、28番及び29番）、古志原三丁目（17番、18番）、西津田二丁目、西津田三丁目、西津田四丁目、西津田五丁目、西津田六丁目（3番、4番、10番及び11番の一部から14番までの区域）、西津田九丁目、西津田十丁目
松江市立古志原小学校	古志原一丁目、古志原二丁目（1番から20番まで、21番の一部、24番の一部及び25番から27番まで）、古志原三丁目（1番から16番まで）、古志原四丁目、古志原五丁目（1番から7番まで、8番の一部、9番から15番まで、17番、18番の一部）、古志原六丁目（1番、2番、3番の一部、4番から18番まで、19番の一部、20番の一部、21番の一部）、古志原七丁目（1番から13番まで、14番の一部、15番から24番まで、25番の一部）、八雲台一丁目、八雲台二丁目、一の谷町、上乃木五丁目（12番の一部、13番の一部、17番の一部及び18番の一部の区域）、上乃木六丁目、上乃木七丁目、上乃木八丁目、上乃木九丁目（3番から7番まで、

	8番の一部及び17番から26番まで）、上乃木十丁目
松江市立川津小学校	菅田町（国道431号線以南、主要地方道松江島根線以西を除く。）、西川津町（大橋川剣先付近、京橋川及び朝酌川以南の区域を除く。）、上東川津町、下東川津町（持田川以東、朝酌川以北の区域は、保護者の希望により松江市立持田小学校に通学させることができる。）
松江市立朝酌小学校	西尾町、朝酌町、福富町、大井町、大海崎町
松江市立法吉小学校	比津町、比津が丘一丁目、比津が丘二丁目、比津が丘三丁目、比津が丘四丁目、比津が丘五丁目、法吉町（中川以西の区域）、春日町（中川以西の区域）、黒田町（中川・四十間堀川以西の区域。ただし、市道砂子浜佐田線に隣接する一部の区域を除く。市道白岸3号線に隣接する一部の区域は、保護者の希望により内中原小学校に通学させることができる。）、西法吉町
松江市立竹矢小学校	矢田町（山代町に隣接する一部地域を除く。）、青葉台、竹矢町、馬潟町、八幡町、富士見町、東出雲町出雲郷（ただし、白井手地区に限る。）
松江市立乃木小学校	上乃木一丁目（3番の一部、4番から6番まで、7番の一部、8番の一部、9番の一部、10番の一部、15番から25番まで及び26番の一部の区域）、上乃木二丁目（1番の一部から29番までの区域）、上乃木三丁目、上乃木四丁目、上乃木五丁目（1番の一部、2番、3番の一部、5番の一部、6番から11番まで、12番の一部、13番の一部、14番から16番まで、17番の一部及び18番の一部の区域）、上乃木九丁目（1番、2番、8番の一部及び9番から16番まで）、浜乃木町、浜乃木一丁目、浜乃木二丁目、浜乃木三丁目、浜乃木四丁目、浜乃木五丁目、浜乃木六丁目、浜乃木七丁目、浜乃木八丁目、乃白町、乃木福富町、田和山町、西嫁島一丁目、西嫁島二丁目、西嫁島三丁目
松江市立忌部小学校	西忌部町、東忌部町、玉湯町玉造（湯田地区）、大谷（7地区の

一部)

松江市立大庭小学校

大庭町、山代町、古志原五丁目（8番の一部、16番、18番の一部）、古志原六丁目（3番の一部、19番の一部、20番の一部、21番の一部、22番）、古志原七丁目（14番の一部、25番の一部、26番から30番まで）、佐草町、大草町、矢田町（山代町に隣接する一部地域）

松江市立生馬小学校

上佐陀町（佐陀川以西の区域を除く。）、下佐陀町、西生馬町、東生馬町、薦津町、浜佐田町（灘区、椎の木地区を除く。）

松江市立持田小学校

福原町、坂本町、川原町、東持田町、西持田町、上本庄町（福原町の自治会に属する区域）

松江市立古江小学校

古曾志町、西谷町、古志町、荘成町、西浜佐陀町、上佐陀町（佐陀川以西の区域）、東長江町、西長江町

松江市立本庄小学校

手角町、長海町、野原町、枕木町、邑生町、新庄町、上宇部尾町、本庄町、上本庄町（福原町の自治会に属する区域を除く。）

松江市立大野小学校

大野町、上大野町、魚瀬町

松江市立秋鹿小学校

秋鹿町、岡本町、大垣町

松江市立恵曇小学校

鹿島町恵曇、手結、片匂、佐陀本郷（ただし、昭栄及び古浦の自治会区域に限る。）、武代（ただし、昭栄及び古浦の自治会区域に限る。）及び古浦（ただし、武代及び廻谷の自治会区域を除く。）

松江市立佐太小学校

鹿島町佐陀宮内（ただし、名分の自治会区域を除く。）、佐陀本郷（ただし、昭栄及び古浦の自治会区域を除く。）、武代（ただし、昭栄及び古浦の自治会区域を除く。）、古浦（ただし、武代及び廻谷の自治会区域に限る。）及び名分（ただし、峯谷及び佐陀宮内の自治会区域に限る。）

松江市立鹿島東小学校

鹿島町御津、上講武、南講武、北講武、名分（ただし、峯谷及び佐陀宮内の自治会区域を除く。）、佐陀宮内（ただし、名分の自治会区域に限る。）

松江市立島根小学校	島根町全域
松江市立美保関小学校	美保関町全域
松江市立八雲小学校	八雲町全域
松江市立宍道小学校	宍道町宍道、伊志見、白石、佐々布、昭和
松江市立来待小学校	宍道町東来待、西来待、上来待
松江市立出雲郷小学校	東出雲町出雲郷（ただし、白井手地区を除く。）、今宮、春日、内馬、須田、錦新町一丁目、錦新町二丁目、錦新町三丁目、錦新町四丁目、錦新町五丁目、錦新町六丁目、錦新町七丁目、錦新町八丁目、意宇南一丁目、意宇南二丁目、意宇南三丁目、意宇南四丁目、意宇南五丁目、意宇南六丁目、意宇東一丁目、意宇東二丁目、意宇東三丁目
松江市立揖屋小学校	東出雲町揖屋（ただし、藤谷地区、花水木地区、星風地区を除く。）、上意東
松江市立意東小学校	東出雲町下意東、揖屋（ただし、藤谷地区、花水木地区、星風地区に限る。）

（2） 中学校

学校名	通学区域
松江市立第一中学校	末次町、西茶町、東茶町、苧町、片原町、中原町、外中原町、内中原町、堂形町、千鳥町、東奥谷町、湫北台、法吉町、春日町、比津町、黒田町、国屋町、砂子町、北堀町、奥谷町、石橋町、殿町（城山区）、大輪町、菅田町（国道431号線以南、主要地方道松江島根線以西の区域）、上佐陀町（佐陀川以西の区域を除く。）、下佐陀町、西生馬町、東生馬町、薦津町、浜佐田町、南平台、比津が丘一丁目、比津が丘二丁目、比津が丘三丁目、比津が丘四丁目、比津が丘五丁目、うぐいす台、西法吉町
松江市立第二中学校	米子町、南田町、北田町、殿町（城山区を除く。）、母衣町、東本町一丁目、東本町二丁目、東本町三丁目、東本町四丁目、東本町五丁目、向島町、末次本町、下東川津町、上東川津町、

菅田町（国道431号線以南、主要地方道松江島根線以西の区域を除く。）、西川津町（西剣先付近を除く。）、学園南一丁目、学園南二丁目、学園一丁目、学園二丁目、福原町、坂本町、川原町、東持田町、西持田町、西尾町、朝酌町、福富町、大井町、大海崎町、上本庄町（福原町の自治会に属する区域）

松江市立第三中学校

天神町、白潟本町、灘町、魚町、八軒屋町、和多見町、寺町、横浜町、幸町、伊勢宮町、御手船場町、大正町、朝日町、東朝日町、津田町、新雑賀町、西津田一丁目、西津田六丁目（1番、2番、5番から9番まで及び11番の一部の区域）、西津田七丁目、西津田八丁目、西川津町（大橋川西剣先付近）、袖師町、嫁島町、栄町、新町、松尾町、堅町、雑賀町、本郷町、上乃木一丁目（1番、2番、3番の一部、7番の一部、8番の一部、9番の一部、10番の一部、11番から14番まで、26番の一部、27番及び28番の区域）、上乃木二丁目（1番の一部の区域）、上乃木五丁目（1番の一部、3番の一部、4番及び5番の一部の区域）

松江市立第四中学校

東津田町、西津田二丁目、西津田三丁目、西津田四丁目、西津田五丁目、西津田六丁目（3番、4番、10番及び11番の一部から14番までの区域）、西津田九丁目、西津田十丁目、古志原一丁目、古志原二丁目、古志原三丁目、古志原四丁目、古志原五丁目（1番から7番まで、8番の一部、9番から15番まで、17番、18番の一部）、古志原六丁目（1番、2番、3番の一部、4番から18番まで、19番の一部、20番の一部、21番の一部）、古志原七丁目（1番から13番まで、14番の一部、15番から24番まで、25番の一部、26番）、八雲台一丁目、八雲台二丁目、上乃木五丁目（12番の一部、13番の一部、17番の一部及び18番の一部の区域）、上乃木六丁目、上乃木七丁目、上乃木八丁目、上乃木九丁目（3番から7番まで、8番の一部及び17番から26番まで）、上乃木十丁目、一の谷町

松江市立湖南中学校	上乃木一丁目（3番の一部、4番から6番まで、7番の一部、8番の一部、9番の一部、10番の一部、15番から25番まで及び26番の一部の区域）、上乃木二丁目（1番の一部から29番までの区域）、上乃木三丁目、上乃木四丁目、上乃木五丁目（1番の一部、2番、3番の一部、5番の一部、6番から11番まで、12番の一部、13番の一部、14番から16番まで、17番の一部及び18番の一部の区域）、上乃木九丁目（1番、2番、8番の一部及び9番から16番まで）、浜乃木町、浜乃木一丁目、浜乃木二丁目、浜乃木三丁目、浜乃木四丁目、浜乃木五丁目、浜乃木六丁目、浜乃木七丁目、浜乃木八丁目、乃白町、乃木福富町、西嫁島一丁目、西嫁島二丁目、西嫁島三丁目、東忌部町、西忌部町、玉湯町玉造（湯田地区）、大谷（7地区の一部）
松江市立湖東中学校	竹矢町、馬潟町、八幡町、富士見町、矢田町、青葉台、大庭町、佐草町、大草町、山代町、古志原五丁目（8番の一部、16番、18番の一部）、古志原六丁目（3番の一部、19番の一部、20番の一部、21番の一部、22番）、古志原七丁目（14番の一部、25番の一部、27番から30番まで）、東出雲町出雲郷（ただし、白井手地区に限る。）
松江市立本庄中学校	手角町、長海町、野原町、枕木町、邑生町、新庄町、上宇部尾町、本庄町、上本庄町（福原町の自治会に属する区域を除く。）
松江市立湖北中学校	古曾志町、西谷町、古志町、莊成町、西浜佐陀町、上佐陀町（佐陀川以西の区域）、東長江町、西長江町、秋鹿町、岡本町、大垣町、大野町、上大野町、魚瀬町
松江市立鹿島中学校	鹿島町全域
松江市立島根中学校	島根町全域
松江市立美保関中学校	美保関町全域
松江市立八雲中学校	八雲町全域
松江市立宍道中学校	宍道町全域

松江市立東出雲中学校

東出雲町全域（ただし、出雲郷白井手地区を除く。）

(3) 義務教育学校

学校名

通学区域

松江市立義務教育学校八束学園

八束町全域

松江市立義務教育学校玉湯学園

玉湯町全域（ただし、玉造湯田地区及び大谷7地区の一部を除く。）